

平成 28 年 6 月 9 日

平成28年登米市議会定例会 6月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
報告第 2 号	継続費繰越計算書について	4
報告第 3 号	繰越明許費繰越計算書について	7
報告第 4 号	平成 27 年度登米市水道事業会計継続費繰越計算書について	11
報告第 5 号	平成 27 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	13
報告第 6 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について	15
報告第 7 号	登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	18
報告第 8 号	登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	20
報告第 9 号	登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	27
報告第 10 号	登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	29
報告第 11 号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	31
報告第 12 号	登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	33
報告第 13 号	専決処分の報告について	35
議案第 52 号	平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊

議案第 53 号	平成 28 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 54 号	平成 28 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 55 号	平成 28 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 56 号	平成 28 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 57 号	平成 28 年度登米市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 58 号	平成 28 年度登米市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 59 号	平成 28 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 60 号	登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	37
議案第 61 号	登米市道の駅三滝堂地域活性化施設条例の制定について	40
議案第 62 号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について	44
議案第 63 号	登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	45
議案第 64 号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	46
議案第 65 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	48
議案第 66 号	財産の取得について	50
議案第 67 号	財産の取得について	51
議案第 68 号	財産の取得について	52
議案第 69 号	市道路線の認定について	53
議案第 70 号	市道路線の廃止について	54
議案第 71 号	登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について	55
議案第 72 号	登米市土地開発公社の解散について	56

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市登米町
氏 名	佐々木 喜代子

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市豊里町
氏 名	佐々木 武 雄

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市石越町
氏 名	高 橋 伸 子

報告第2号

継続費繰越計算書について

平成27年度登米市一般会計予算及び登米市宅地造成事業特別会計予算の継続費年割額に係る経費のうち支出を終わらなかったものについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

(別紙)

平成27年度 登米市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	地方債	その他
8	土木費	2 道路橋りよ う費	190,415,000	79,049,000	79,049,000	68,417,000	10,632,000	10,632,000	532,000	10,100,000			円
9	消防費	1 消防費	141,339,000	69,304,000	69,304,000	29,970,000	39,334,000	39,334,000	5,134,000	34,200,000			
		合 計	331,754,000	148,353,000	148,353,000	98,387,000	49,966,000	49,966,000	5,666,000	44,300,000			

(別紙)

平成27年度 登米市宅地造成事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	国庫支出金	地方債	その他
1	事業費	企業用地造 成事業費	円 1,029,749,000	円 455,061,000	円 455,061,000	円 394,113,000	円 60,948,000	円 60,948,000	円 60,948,000	円	円	円	円
		合 計	円 1,029,749,000	円 455,061,000	円 455,061,000	円 394,113,000	円 60,948,000	円 60,948,000	円 60,948,000				

報告第3号

繰越明許費繰越計算書について

平成27年度登米市一般会計予算、登米市下水道事業特別会計予算及び登米市宅地造成事業特別会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

(別紙)

平成27年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	システム管理事業	136,086,000	136,086,000	11,600,000	11,600,000		112,886,000	
		防犯施設維持管理事業	9,335,000	9,335,000				9,335,000	
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳等管理事業	23,328,000	23,328,000				23,328,000	
		1 社会福祉費	311,660,000	311,660,000	311,660,000				
4 衛生費	2 清掃費	老人福祉一般管理事業	53,590,000	53,590,000					
		し尿処理施設管理事業	39,780,000	39,780,000				13,810,000	
6 農林水産業費	1 農業費	食材・物産販路拡大事業	7,211,000	7,211,000	7,211,000				
		畜産振興事業	80,985,000	80,985,000	77,647,000			3,338,000	
7 商工費	1 商工費	商工振興育成事業	2,511,000	2,511,000	2,511,000				
		企業誘致事業	9,238,000	9,238,000	9,238,000				
8 土木費	2 観光費	観光施設整備事業	5,484,000	5,484,000		5,400,000		84,000	
		2 道路橋りょう費	124,203,000	123,101,000	684,000	112,800,000		9,417,000	
	橋りょう維持補修事業	106,632,000	106,459,000	62,834,000	31,400,000		12,225,000		
	6 住宅費	災害公営住宅整備事業	243,878,000	243,878,000			212,817,000	31,061,000	
9 消防費	1 消防費	防災無線管理事業	1,059,000	1,059,000				1,059,000	
		災害対策事業	2,671,000	2,671,000				2,671,000	
合計			1,117,871,000	1,116,596,000	483,385,000	161,200,000	212,817,000	219,214,000	

(別紙)

平成27年度 登米市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						国県支出金	地方債	その他	円	
2 事業費	1 下水道施設整備費	公共下水道施設整備事業	201,725,000	180,606,000		91,420,000	83,600,000		5,586,000	
		農業集落排水施設整備事業	45,570,000	45,570,000		18,509,000	25,400,000		1,661,000	
		合計	247,295,000	226,176,000		109,929,000	109,000,000		7,247,000	

(別紙)

平成27年度 登米市宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						国県支出金	地方債	その他	円	
1 事業費	1 企業用地造成事業費	蛭沢地区事業	80,000,000	80,000,000	80,000,000					
	合計		80,000,000	80,000,000	80,000,000					

報告第4号

平成27年度登米市水道事業会計継続費繰越計算書について

平成27年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり継続費繰越計算書を調製したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施孝尚

(別紙)

平成27年度登米市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額			支払義務 発(見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳					翌年度繰越額に 係る繰越を要するたな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金	当年度繰越額 留保資金	
11	1	建設改良費	1,200,000,000	0	1,091,920,000	1,068,766,000	23,154,000	23,154,000	0	0	11,500,000	11,654,000	0	0	
		配水池築造													
		計	1,200,000,000	0	1,091,920,000	1,068,766,000	23,154,000	23,154,000	0	0	11,500,000	11,654,000	0	0	

報告第5号

平成27年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

平成27年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

報告第6号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について

平成28年3月31日、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

登米市長 布 施 孝 尚

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例

（登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年登米市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第3項中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

別表第4中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改め、同表アの表中「職務の内容」を「基準となる職務」に改め、同表イの表中「職務の内容」を「基準となる職務」に改め、同表ウの表中「職務の内容」を「基準となる職務」に改め、

同表エの表中「職務の内容」を「基準となる職務」に改める。

(登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年登米市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

報告第7号

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成28年3月31日、登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年登米市条例第61号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年登米市条例第61号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

登米市長 布 施 孝 尚

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

報告第8号

登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

平成28年3月31日、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

登米市長 布 施 孝 尚

登米市税条例等の一部を改正する条例
（登米市税条例の一部改正）

第1条 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る

納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合
で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項
とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項
において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係
る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書
（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当
該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するも
のを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修
正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付す
べき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）
に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間
（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は
第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る
市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲
げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が
当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日か
ら当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの
（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正
（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、
当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日か
ら当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場
合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正
申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとし
る。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の
申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、
「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項
を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項
において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係
る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書
（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当

該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条第2項第1号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「個人番号又は」を削る。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控

除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第9項を第14項とし、第6項から第9項までを5項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の5項を加える。

- 6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

（登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 登米市税条例等の一部を改正する条例（平成27年登米市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、登米市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」

を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中登米市税条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第2条中登米市税条例等の一部を改正する条例（平成27年登米市条例第29号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、登米市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定

平成29年1月1日

(2) 第1条中登米市税条例第34条の4の改正規定及び次条第3項の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中登米市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の登米市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され

る地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

報告第9号

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成28年3月31日、登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年登米市条例第70号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年登米市条例第70号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

登米市長 布 施 孝 尚

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年登米市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 10 号

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域
における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例に係る専決処分の報告について

平成28年3月31日、登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年登米市条例第30号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年登米市条例第30号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

登米市長 布 施 孝 尚

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年登米市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

報告第 11 号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成28年3月31日、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

登米市長 布 施 孝 尚

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成27年度分」を「平成28年度分」に改める。

第4条第2項中「平成27年度」を「平成28年度」に、「平成28年3月末日」を「平成29年3月末日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

報告第 12 号

登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成28年3月31日、登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年登米市条例第26号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布施 孝 尚

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年登米市条例第26号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

登米市長 布 施 孝 尚

登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年登米市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	平成 28 年 4 月 21 日	平成 27 年 10 月 6 日、登米市迫町佐沼字八幡地内の県道交差点において、職員の運転する公用車に交差点左側より走行してきた相手方車両が衝突したもの	10,000 円 その余の請求を放棄
営造物の 管理瑕疵	平成 28 年 4 月 25 日	平成 28 年 3 月 6 日、登米市米山町西野字新北走地内の市道において、相手方車両が通行した際道路中央付近に生じていたポットホール（舗装路面の穴）にタイヤがはまり、相手方車両を破損させたもの	10,880 円 その余の請求を放棄
営造物の 管理瑕疵	平成 28 年 4 月 25 日	平成 28 年 3 月 6 日、登米市米山町西野字新北走地内の市道において、相手方車両が通行した際道路中央付近に生じていたポットホール（舗装路面の穴）にタイヤがはまり、相手方車両を破損させたもの	53,723 円 その余の請求を放棄

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	平成 28 年 5 月 10 日	平成 27 年 9 月 27 日、登米市米山町字善王寺新森ノ腰前地内の市道において、相手方車両が通行した際に橋の段差に車が接触し、相手方車両を破損させたもの	210,000 円 その余の請求を放棄

議案第 60 号

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税 に関する条例の制定について

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の不均一課税)

第 2 条 地域再生法第17条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第 73号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成30年 3 月31日までの間に、法第17条の 2 第 3 項の規定により、同条第 1 項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第 4 項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第 2 条第 1 号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降 3 年度に限り、登米市税条例（平成17年登米市条例第 65号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分及び同表の中

欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

事業	年度	税率
法第17条の2第1項 第1号に掲げる事業	初年度（当該固定資産に新たに 固定資産税が課されることとな った年度をいう。この表におい て同じ。）	0
	第2年度（初年度の翌年度をい う。この表において同じ。）	100分の0.35
	第3年度（第2年度の翌年度を いう。この表において同じ。）	100分の0.7
法第17条の2第1項 第2号に掲げる事業	初年度	0
	第2年度	100分の0.467
	第3年度	100分の0.933

（不均一課税の申請）

第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、不均一課税を受けようとする年度の固定資産税の法定納期限前7日までに市長に提出しなければならない。

(1) 不均一課税の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）

(2) 不均一課税の適用を受けようとする年度

(3) 新設し、又は増設した特別償却設備の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（不均一課税の措置）

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、不均一課税の処分を決定し、その旨を固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者に通知しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第 61 号

登米市道の駅三滝堂地域活性化施設条例の制定について

登米市道の駅三滝堂地域活性化施設条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市道の駅三滝堂地域活性化施設条例

(設置)

第 1 条 道路利用者の利便性の向上に供するとともに、情報発信、地場製品の販売等を通じて、観光及び物産の振興並びに地域の活性化を図るため、登米市道の駅三滝堂地域活性化施設（以下「活性化施設」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活性化施設 国土交通省の登録を受けた道の駅のうち、市が設置した施設及び敷地をいう。
- (2) 利用者 第 8 条第 1 項の規定により利用の許可を受けた者をいう。
- (3) 来場者 活性化施設をその施設の目的に応じて利用するために入場する者をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
登米市道の駅三滝堂地域活性化施設	登米市東和町米谷字福平191番地 1

2 活性化施設の施設は、次のとおりとする。

- (1) 物産販売施設
- (2) 飲食提供施設
- (3) 軽食提供施設
- (4) 売店施設
- (5) キャンピングカー等滞在施設
- (6) イベント広場
- (7) 緑地広場（ドッグランを含む。）

(8) 駐車場

(指定管理者による管理等)

第4条 活性化施設の管理（前条第2項第4号に掲げる施設を除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前条第2項第4号に掲げる施設は、同法第238条の4第2項第4号の規定により貸し付けるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者が管理する活性化施設（以下「施設」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の利用に係る利用料金に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 施設の利用者及び来場者の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(開館時間及び休館日)

第7条 施設の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間又は休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第8条 別表第2に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び設備をき損又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用の許可を受けた目的以外に利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、その許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(利用料金)

第10条 利用者は、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、施設を公益的な目的で利用する場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第13条 市長は、登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年登米市条例第10号)第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合その他やむを得ない事由により、施設の管理運営を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第2に定める金額の範囲内において使用料を徴収する。

2 前項の場合においては、第8条、第9条、第10条第1項、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、その施設の利用を終了したとき、又は第9条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、その施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 活性化施設に損害を与えた者は、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

施設	開館時間	休館日
物産販売施設	午前9時から午後7時まで	なし
飲食提供施設		
軽食提供施設		
キャンピングカー等滞在施設	終日	
イベント広場		
緑地広場 (ドッグランを含む。)		
駐車場		

別表第2 (第10条関係)

施設	利用料金の基準額	単位
飲食提供施設	売上額 (消費税及び地方消費税額を除く。) に100分の15を乗じて得た額。 ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	月額
軽食提供施設 (1室)	30,000円	月額
キャンピングカー等滞在施設 (1台)	午前10時から午後3時まで	1回
	午後3時から午前10時まで	

議案第 62 号

登米市印鑑条例の一部を改正する条例について

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市印鑑条例の一部を改正する条例

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第14条 前条の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた登録者は、個人番号カードを使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

議案第 63 号

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年登米市条例第34号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年登米市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 号 ア 中 「15,300円」 を 「15,800円」 に 改 め、 同 号 イ 中 「7,350円」 を 「7,560円」 に 改 め る。

第 8 条 第 2 項 中 「510円48銭」 を 「525円6銭」 に、 「301,875円」 を 「310,500円」 に 改 め る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市手数料条例の一部を改正する条例
登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表中

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項又は第 12 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票全部証明《住民票謄本》	300円
	住民票一部証明《住民票抄本》	200円

を

に、

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 12 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項又は第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し	200円
---	--------	------

住民基本台帳法第 20 条 第 1 項から第 4 項まで の規定に基づく戸籍の 附表の写しの交付	戸籍附票全部証明	300円
	戸籍附票一部証明	200円

を

住民基本台帳法第 20 条 第 1 項から第 4 項まで の規定に基づく戸籍の 附票の写しの交付	戸籍の附票の写し	200円
---	----------	------

に改め、

住民基本台帳法第 12 条の 4 第 1 項に規定する住民票の写しの交付の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 65 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成 17 年登米市条例第 138 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第 3 条第 1 項中「100分の8.32」を「100分の8.00」に改める。

第 5 条中「24,000円」を「22,700円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「24,500円」を「23,500円」に改め、同条第 2 号中「12,250円」を「11,750円」に改め、同条第 3 号中「18,375円」を「17,625円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第 1 号ア中「16,800円」を「15,890円」に改め、同号イ(ア)中「17,150円」を「16,450円」に改め、同号イ(イ)中「8,575円」を「8,225円」に改め、同号イ(ウ)中「12,863円」を「12,338円」に改め、同条第 2 号中「26万円」を「265,000円」に改め、同号ア中「12,000円」を「11,350円」に改め、同号イ(ア)中「12,250円」を「11,750円」に改め、同号イ(イ)中「6,125円」を「5,875円」に改め、同号イ(ウ)中「9,188円」を「8,813円」に改め、同条第 3 号中「47万円」を「48万円」に改め、同号ア中「4,800円」を「4,540円」に改め、同号イ(ア)中「4,900円」を「4,700円」に改め、同号イ(イ)中「2,450円」を「2,350円」に改め、同号イ(ウ)中「3,675円」を「3,525円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 66 号

財産の取得について

次のとおり財産の取得契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車CD-I型購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 18,360,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号
株式会社 古川ポンプ製作所
代表取締役 氏家 英喜 |

議案第 67 号

財産の取得について

次のとおり財産の取得契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 可搬消防ポンプ付普通積載車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 19,980,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号
株式会社 古川ポンプ製作所
代表取締役 氏家 英喜 |

議案第 68 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67）第96条第1項8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月9日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 取得の目的 旧宮城県米山高等学校跡地用地取得

2 取得する財産

所 在		地目	地 積
字 名	地 番		
登米市米山町中津山 字筒場塚	215 番	学校用地	38,161.00 平方メートル
	219 番	宅地	807.28 平方メートル
	220 番	宅地	1,368.91 平方メートル
	221 番	学校用地	6,271.00 平方メートル
	222 番 2	宅地	1,460.20 平方メートル
	242 番 2	用悪水路	49.00 平方メートル

取得地目 : 学校用地、宅地、用悪水路

取得総地積 : 48,117.39 平方メートル

取得総筆数 : 6 筆

3 取得金額 288,900,000円

4 財産の所有者 宮城県

議案第 69 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42172	農高中通線	登米市中田町上沼字館 20番2 地先 登米市中田町上沼字北要害 106番 地先	1,164.7	3.2～ 9.2
42178	上沼館1号線	登米市中田町上沼字館 15番2 地先 登米市中田町上沼字館 12番1 地先	169.5	4.1～ 6.1

議案第 70 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

路線 番号	路 線 名	起 終 点 点	延 長	幅 員
42172	農高中通線	登米市中田町上沼字要害 94番 地先 登米市中田町上沼字北要害 106番 地先	1,070.7	2.3～ 8.3
42178	上沼館 1 号線	登米市中田町上沼字館 7番1 地先 登米市中田町上沼字館 12番1 地先	256.0	2.1～ 10.0
42179	上沼館 2 号線	登米市中田町上沼字館 3番 地先 登米市中田町上沼字館 4番3 地先	114.1	5.0～ 6.5

議案第 71 号

登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について

登米市辺地総合整備計画を別添のとおり策定及び変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項及び同条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

議案第 72 号

登米市土地開発公社の解散について

登米市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 9 日提出

登米市長 布 施 孝 尚